

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です。 水質・土壌 汚染に懸念をいたします。	
理由 (必須)	
工砂災害の対策には限度があると思います。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気)・(水質)・騒音・振動・(悪臭)・(土壌)・(地盤)・(生物) 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です。

サンドイッチ方式に埋立てしていくようですが、水分の流出、や土壌の変化、地盤のゆるみ、それに伴って従来生息していた生物が棲めなくなるのは自然破壊です。想像もつかない事が起るのが今の世です。

理由 (必須)

受入時の検査等、段々と怠慢になって、「何でも有り」になると思う。臓種は違いますが、大手有名会社等も手抜きが頻発しているので中止を求めます。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の撤回を求めます

水質が必ず低下する、~~水質~~

理由 (必須)

処理済の水を河川に放流すると水質は大なり小なり必ず低下します。放流水を直に飲用可能まで浄化するべし

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	Ⓐ 大気・Ⓑ 水質・騒音・振動・Ⓒ 悪臭・Ⓓ 土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です。

計画の撤回を求めます。

理由 (必須)

悪臭、水質汚濁等 生活環境に大きな影響を与える
阿波区内に住宅はいらない！

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業に反対です

①処理水を河川に放流するに反対

水道の取水を約2km下流で行っています

~~人体~~長期間の水を飲み続ける事は

②非常に危険です

理由 (必須) 芥子の水俣病発生の恐れがあります

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に対して計画をいかにする。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物処理施設反対、計画の撤回を求める。	
理由 (必須)	
安定化廃棄物の中に飛散物が含まれており、大気汚染により近隣住民の健康被害を害する恐れが認められる。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ 阿 ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物処理施設反対、計画の撤回をもとめる。	
理由 (必須)	
建設現場下流の水質汚濁の恐れが極めて高く健康被害の恐れが十分予想される。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物処理施設反対、計画の撤回を求める。	
理由 (必須)	
国道から市道南側(農道)の地下には農業水路が埋設されている 為、大型車両車両(総重量20トン)の通行により破損が十分に 予想される。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ㊟ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。 水質汚染をはじめ耕作地の土壌汚染、 大気汚染、人体及び周辺地域に生息する生物への影響、 運搬車両の増加に伴う住民への影響など、多くの弊害に 対する住民の不安は大きい。 産業廃棄物処理施設を設置しないよう強く要望する。	
理由 (必須)	
自然環境の保護、生活環境の保全に 重大な障害をもたらすことが懸念される。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 2021 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・(水質)・騒音・振動・悪臭・(土壌)・地盤・(生物) 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
地域の環境に悪影響を及ぼしかねない施設の設置に反対する。計画の内容を撤回してほしい。 施設や搬入車両による騒音や地域住民との交通トラブルの発生も懸念される。	
理由 (必須)	
事業計画の資料内容(搬入物、処理方法も参考にして不安を感じた。また、地域イメージの低下も考えられる。地域住民を軽視している。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。	
理由 (必須) 大気悪臭環境の悪化のため	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます。	
理由 (必須)	
大気汚染が非常に心配です。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業全体に反対です	
理由 (必須)	
環境悪化のため 県	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です。	
理由 (必須)	
大気汚染防止	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
弊社に反対です 許可の撤回を求めます	
理由 (必須)	
総じて阿波地区に事なっていない ある	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・水質・ ☒ 騒音・振動・ ☒ 悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 産業事業には反対であり、計画の撤回を求める。 持ち込んだ産業は、車に積置場でテックの上、処分場に設置し、昼間検査場で、積載物を降ろし、再テックすることであるが、計画以外の不適格な廃棄物は確実に持ち帰る時に徹底すること。粉じん、騒音、悪臭が周辺に悪影響を与えない様、施設上、設備上の対策をすること。1km 以内に民家は多数点在する。	
理由 (必須) 安定型産業以外に絶対にもち込めない。ということが絶対的条件の重要な点であるが、貴社の現計画では、この徹底には多少疑問が残る。検査の屋外対処であれば粉じんの飛散、悪臭、騒音対策にはなるが、と考える。 山中での処理だろということ、簡単に対処しない、と考える。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 産業処分場事業には反対、撤回を求める。 処分場浸透水の処理設備の徹底な管理と、排水水の安全性に徹底して取り組むこと。排水装置は事業終了後とも、特車により、7 行うこと。 又、水質検査の結果を地元自治会に定期的に報告すること。場合によっては、自治会の調査に協力すること。 活性炭吸着塔の設置の時に発生する<u>廃棄活性炭</u>は伊賀市外の貴施設にて高温焼却処理を行うこと。放置することは絶対にしないこと。	
理由 (必須) 岡山市吉備中央町の月城浄水場から有機フッ素化合物 PFAS が検出された。浄水場水源に近い資料置場に置かれていた使用済活性炭から PFAS が検出されたことが判明。この活性炭から国の基準値の 9 万倍に当たる PFAS が検出された。水道水とのかた住民から多数健康障害が発生して凶悪化している。(6月12日放映 NHK クローズアップ)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

現状でも取り戻す予定)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (環境保全契約及び埋め立て終了後の管理)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 産業事業には反対、計画の撤回を求める。 伊賀市を含め、地元と環境保全協定を締結すること、地元への貢献を第一に検討すること。 産業搬入終了後も、施設の管理を怠らないこと、例えば、排水装置の実施、土手(堤)の強度確認、安全対策、周辺草刈、他環境保全など、放置することなく、地元へ報告し、実施すること。	
理由 (必須) 企業として、地元への何の貢献も果たさず、ということをしつかり考え、実行しているべき。法律に違反していないから、というのみでは地元に対しては配慮不足である。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (交通安全)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 産業施設の建設時の車両及び、その後の産業搬入車両の通行は、市道 お志孤流線を利用するとのことであるが、運用期中は、交通ガードマンを付け ていただくこと、又、ドライバーに安全教育を徹底して行うこと、 元来、産業事業には反対であり、計画の撤回を求める。	
理由 (必須) この市道は、道路中は狭く、又地元民の生活道路である為、交通安全上の 対策が必要である。10トン車が利用するには無理がある。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物処理施設反対、計画の撤回をもとめる。	
理由 (必須)	
建設現場下流の水質汚濁の恐れが極めて高く健康被害の恐れが十分予想される。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気)・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
産業廃棄物処理施設反対、計画の撤回を求める。	
理由 (必須)	
安定化廃棄物の中に飛散物が含まれており、大気汚染により近隣住民の健康被害を害する恐れが認められる。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物処理施設反対、計画の撤回を求める。	
理由 (必須)	
国道から市道南側(農道)の地下には農業水路が埋設されている 為、大型車両車両(総重量 20 トン)の通行により破損が十分に 予想される。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対します。	
理由 (必須)	
水質汚染のおそれがあるため	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> 景観・ <u>その他</u> ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 排水、騒音はもとより、生活道路への大型車両の進入による 事故、トラブルにより本事業に反対、計画の撤回を求めます	
理由 (必須) ・ 野生動物の分布変化による農作物への被害の増加 ・ 進入道路の損傷と交通事故やトラブル発生への懸念	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
返 対 し ま す	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気)・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
大気汚染、おそれがあるため、事業に反対です。	
理由 (必須)	
大気汚染のおそれがあるため	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 計画の撤回を希望	
理由 (必須) 水質の汚染が心配	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対！ 計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	
大気 汚染の恐れがあります	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対 計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	
水質汚染に心配です	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (通行道路、持ち出し物立会)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) ① 地下水等検査項目は、地下水観測井にて毎年 1 回測定記録 ② 安定型最終処分場の浸透水にかかる水質検査の基準は、 1ヶ月に 1 回測定し、記録します。 ①②の検査は貴社関係者だけでなく伊賀市水道部、地域住民代表 の立会いの元検査し報告されたい。 ・ 騒音、振動は現時点では考えられないと言われたが、あつて予測に 思われるので信じるれない。 ・ 通行道路には何人かの安全警備員を常駐されたい。 ・ 持ち出し産廃については貴社職員だけでなく地域住民代表 の立会いの元検査されたい。	
理由 (必須) 以上の件は地域住民だけでなく 水資源は淀川水域まで及ぶため 生活環境の保全に意見書を提出します。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 上流域である河川への水質汚染への懸念。	
理由 (必須) 大雨等自然災害が多発し、この地区も例外ではない。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対 悪臭風による 経済効果	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 計画、計画で“どんどん恵まれた自然を破壊しようとするようにしていく”しか考えられません。 騒音、振動、生物、景観 全てに悪影響を与えています。 全国で“他の土地を捜して下さい”	
理由 (必須) 地元住民の生活道路に毎日20台~30台のダンプが往復通行、考えられたいです。騒音、振動、大気、安心して通行できない危険を感じます。今までの生活環境が破壊されます。絶対反対!!	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 良質な水は森林保全で良質な地下水が水源です。 自然が破壊される、地下水守られるのか、絶対反対!	
理由 (必須)	
地下水、農業者にとって、たちまち水田に影響する。伊賀米 ブランドは守られるのか、地下水も服部川へ伊賀中に部へ流れる 生活環境が破壊される	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業は反対です。計画の撤回を求めます。 良質な水の安全・安定の確保のためには、 水源地域の森林の保全が大切である。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ) ・ ハ ・ (ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 計画の撤回を求めます。 事業終了後の地中の産業廃棄物の安全管理が担保されない。	
理由 (必須) ごみの成分が雨水に溶け込んで汚水が発生する恐れがある。 汚水は浄化されても、有害物質等が完全に除去される技術は確立されておらず、水田や河川が汚染される可能性がある。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業計画に反対する 計画の撤回を強く求めます。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
反対	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 ☐ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 事業に反対です。 計画の撤回を求めます。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 (<u>景観</u> ・その他 ())
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
阿波地域は 歴史ある風土と景観のもと、他所に比べ誇れるものがたくさんある。昨今の生活環境の変化に伴い、若者は田舎を離れ、少子高齢化の中、地域の存続すらあやぶまれる状況にある。しかしながら、近年移住者が増えつつあり、地域の繁栄を願い、故郷を愛する心は、のどかな景観に基づくものが大きい。	
理由 (必須)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です 騒音、悪臭などに問題が 生じると思われています	
理由 (必須)	
環境の悪化	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 ・ 水質 ・ 騒音 ・ 振動 ・ 悪臭 ・ 土壌 ・ 地盤 ・ 生物 景観 ・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	

産業廃棄物処分場の設置反対について

安定した性状のものしか廃棄処分しないと言っていたとしても、地域住民にとっては日々搬入される廃棄物の内容は分からないし、将来にわたっての安全が補償されたとは理解できない。要は例えば処分物はこれですと提示されたとしてもそれが安定した性状のものであり、将来にわたってなんら化学的变化をするものではないとの判別はできない。排出者と処理者との間では安全であるとの了解が出来ていたとしても、地域住民にとってはそれが安全なものと言われてもはいそうですかと受け入れることはできない。要は信用ができないということ。処分終了後周囲の地下水、流水を検査した結果、有害物が発見されたとしても、それが当該廃棄処分場が原因となっているかどうかについての証明がタイムリーにできると思えない。また、検査の結果有害物だと判断でき、かつ当該処分場が原因だとなったとしても、廃棄処分場の管理会社が倒産するなどしていた場合、住民がうけている不利益状態と環境の汚染を正常な姿に戻してもらえる保証があるとは思えない。

理由 (必須)

環境面から言えば、当該処分場から数キロ下流には山田地区の上水道取水口があり、全国に知れ渡っている伊賀米の産地でもある。かつまた本河川にはサンショウウオが生息している得難い清流であることをふまえてみれば、長年にわたる遊休地をなんとか処分場として活用・設置しようとしていることに、そもそも住民が納得する自然環境保護の意識があるとはとても思えない。はっきり言えば企業の利潤追求の一つのかたちであり、何らかの問題が発生したとしても利益にならないことは基本的にはしないということだろう。そういう不信感が住民の意識に深くあるということであり、本計画には絶対的に反対である。

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (交通)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対します。	
理由 (必須)	
163号線はスクールバスが通行する。大型車や 毎日何台も走って事故が起きている。省庁と環境とがあるから。 運転手が疲れていると思える。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

⑤事業に反対です「計画の撤回と
求めます」

⑥大気・水質・騒音・悪臭・土壌・生物・景観
上記の件に付、自然の営みと破壊と
考えます。絶対反対です。

理由 (必須)

「山紫水明」阿波里と住民が守られて来ましたが、
自然破壊環境破壊と絶対許してはいけな

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
上野市吊野、羽田、白檜のうな 悪臭になる	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

(7)

事業計画意見書

令和6年6月6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
反対します。	
理由 (必須)	
悪臭がするから。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
事業に反対です。	
理由 (必須)	
悪臭がひどい。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動 (悪臭) 土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
悪臭の為事業に反対です。 計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	
悪臭の為	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます 住民、自然のメリットが分からない 自然を壊さないで欲しい。	
理由 (必須)	
悪臭、生物、景観	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

ま

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・ <u>その他</u> (交通事情・適正運営)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 別紙のとおり	
理由 (必須) 計画書に示された事業が法規制及び計画どおり適正に進められ、地域住民が従来通り安全かつ安心して暮らせる環境を守っていくために。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)



(別紙)

最終処分場の設置に関する意見書

- (1) 処理場への搬入廃棄物を社員 4 人の目視等による検査で付着物等の有無を確認することとされているが、検査業務にあたる社員には定期的な社員研修・教育を徹底し、正確かつ適正な検査が行われるよう組織体制を整える。不正があった場合は、地域住民にその内容を迅速かつ正確に報告し、早急に対応策を講じ公表すること。
- (2) 年 1 回、毎月 1 回される水質検査結果データを関係地域に報告・公開すること。
- (3) 地域住民が安全・安心できるよう処分場が諸規定及び事業計画のとおり運営されていることが確認できるよう地域住民代表者等による現地踏査を定期的を実施するとともに、地域住民に事業の進捗状況を公開し、事業運営の透明性に努めること。
- (4) 事業者の倒産等により埋立処理が完了途中で放置されることのないよう、同種事業者或いは保証会社と保障協定等なるものを締結し、計画どおり事業が完了できる体制を確立すること。
- (5) 企業組織内における不正、虚偽行為が行われないよう、企業役員、幹部、社員に対し徹底したコンプライアンス研修（社内・社外研修）を毎年開催し、適正な事業運営を推進し、地域住民から信頼される組織・社員育成に努めること。
- (6) 処理場への進入路は幅員の狭い道路であり、農繁期には農業機械の往来が頻繁となることから、搬入車両により農作業に影響を与えないよう対応策を講じること。
- (7) 埋立処分完了後も、その場所及び周辺において堰堤・山林斜面の崩落や水質汚染など生活・自然環境への影響が生じた場合は誠意をもってその対応にあたること。
- (8) 企業に課せられている地域貢献事業として、当該事業の運営管理に関する業務について、可能な限り地元企業等（事業所）を優先的に利用するとともに、地域が開催する行事活動等に対しても支援・協力し、地域住民との積極的な交流活動を行い阿波地域の活性化に協力する。
- (9) 搬入ルート及び処理施設内において事故等が発生した場合は、行政等関係機関及び地元に対しても迅速に事故内容等について連絡を行い、その原因及び今後の防止対策について報告する。
- (10) 当地区に設置しようとしている同種の稼働施設での現況や作業状況等を目で見える形で提示し説明会を再開されたい。
- (11) 処理場の運営に伴い近隣の土地評価の減少や観光入込客数の減少などに伴い地域住民の生活に影響を与えるような事態が生じた場合は、その改善に努め補償等についても検討する。

また、地元住民からの苦情等についても真摯に受け止め早急な対応策が図れるよう努める。

事業計画意見書

令和 6 年 5 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
今事業全般に関して「生活環境」に不具合の事態、 不都合な事案等が発生した場合、事業推進の 親会社「マイト社」も連帯責任を担う旨を 計画書に明記願います。	
理由 (必須)	
大規模なモノや政治的事案になった場合、小会社では 対応できないケースが考えられる。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (健康)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

<アスベスト被害に因り>

国道通行時のホコリ対策が出来ていない。

搬入時は水等をかけてホコリが飛散しない事。

搬入後は事務所近くでタイヤ及び車体に水をかけて

道路走行時はホコリ等飛散しない事。

理由 (必須)

アスベスト被害は肺気腫等 数年～数十年に発症する
為、運搬時のホコリが危険 特に道路近くに住む
人

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業計画には地域住民の信頼関係構築が不可欠。 ついては次のことについて考え方を伺いたい。 ① 環境改善協会の設置、地域協議会の設置と早期開催 ② 展開検査 環境水・地下水検査への住民参画 ③ 地域貢献事業の展開と具体的な内容 ④ 管理記録の常時開示	
理由 (必須) 地域連携の考え方を伺いたい。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 近年日本各地で地球温暖化に伴い異常気象により集中豪雨や発達 それによる大洪水や土砂災害が頻発しています。現地は下流の水田や 家屋があり、雨水(表流水)は川河川とそれに接続するせいの水路 により排水されます。ついでに開発により雨水の流出率は1.0に近く 変化して、瞬間流量や流速が増大、水路や河川の溢水や崩壊 などの水害が懸念されます。 ついてはその排水計画の安全をみて説明する。	
理由 (必須) 説明資料に詳細記述なし	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ☒ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 当地域は、浅井川系（服部川・上流部）に位置している。大田地域の水道水源である。また、下流（西園市町）の水源となっている。 「伊賀市・浅井川系」の「水源保護区域」でもある。 住民の思いは、自然豊かな森で育ち、きれいな清浄な水と将来に亘り安心して水道水源として守って行くこと。 かつては保護審議会では、規制対象事業場ではないとの判断と推察される。この審議各通の結果、改めて記述された資料を提示する。	
理由 (必須) 市側からの説明資料提示	

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・☒ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 伊賀市には、久山田は、古くから、米や野菜、果物、酒など、 風土を生かした特産物の生産が20人に行われ、それらを使用した 加工品もたくさん作られています。特にお米は伊賀米として、ブランドを 確立すると全国に流通しており、その生産には、きれいな水が必要で、 水質汚染が心配される産業廃棄物処理施設との共存は 難しいと思います。	
理由 (必須)	
・ 有害物質を含む廃棄物が処理処分された場合、施設の外への 汚染水の流出が心配 ・ 汚染事故等の問題が発生しては、取り返しがつかないと考えます。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> <u>景観</u> ・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	
自然環境や市民の健康、生活への影響も 懸念され、次の世代に負の遺産を残さないでほしい	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

計画の撤回を求めます。

理由 (必須)

大山田の農業に対する影響に懸念があります。
(土壌、水質、イメージによる農作物への風評被害など)

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波

161

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます、	
理由 (必須)	
豊かな自然の阿波地帯を産業廃棄物処理場を建設について破壊することになるので、断じて許しません。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (<u>健康</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対。計画の撤回。 ・アスベスト等のホコリ対策が不十分特に国道等の搬入方法、荷降し役のタイヤ・荷台の洗浄が不十分な説明。	
理由 (必須)	
< アスベスト被害 > アスベストによる肺気腫や気管支の発病は20年～40年後となっています。子供や孫に、ホベを背負って生活させたくありません。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 164

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (第2処分場の可能性について)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 事業計画説明会資料のp6、(11)⑩水質の悪化が認められる場合・・・とあるが、企業としてたとえ水質が悪化したとしても隠ぺいすることも十分考えられる。その検査が公平公正にされるための担保について何も明言されていないし、説明がされていない。それなのに、安全性は確保されているというのは都合がよすぎる。第3者が立会いのもと検査は行われるべきである。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (第2処分場の可能性について)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
処分場建設に反対する。 説明会では、今のところ第2処分場を造ることは考えていない、という説明だったが、この今建設しようとしている処分場で企業として十分採算がとれるとの判断で進めているのだから、当然第2、第3の処分場を建設しようという考えはあるはず。採算がとれるかどうかかわからない、という発言もあったが、そんなあやふやな計画を企業がするはずもない。将来にわたって、「処分場の地域」として悪名をはせていくのは住民として耐え難いことである。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

阿波 166

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です。 水というのは、山の高い所から川へ流れていくものです。 その途中に、富永区があり、山から地下を通り富永居住区まで水が流れ出ています。 どれだけ調査をしても、土壌が汚染される可能性は否定できません。	
理由 (必須)	
山から流れ出る水 (湧水) を畑の水やりや、野菜を洗う等に活用している住民も多く、生活に支障をきたす可能性があったため、反対です。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 167

令和 6 年 6 月 6 日

電話番号 (任意)

事業計画意見書

令和 6年 6月 9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (風評被害への補償)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対。計画の撤回を求める。 伊賀の特産品は「米」であり、中でも「伊賀米コシヒカリ」は令和5年産米食味ランキングで2年連続・9回目の「特A」評価を取得するなど、ブランド米として全国に名を馳せている。米作りには「水」は不可欠であり、食味向上には「きれいな水」が欠かせない。しかし、上流域で産業廃棄物処分場が設置されることで、少なからず「水」への影響が懸念され、下流域での米作りに影響が出ることは必至である。そして、何よりも「伊賀米ブランド」が「風評被害」に侵されることである。これにより農家の所得にも影響が出る。伊賀地域には、農業で生計を立てている人がたくさんいる。これらの補償はどう考えるか。	
理由 (必須)	
昨今のSNS等の普及による風評被害が及ぼす影響は、経済的・社会的に計り知れないものがある。阿波地域だけの問題では収まらず、伊賀地域や県域に発展する恐れがある。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6年 6月 9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (すべての区分)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対。計画の撤回を求める。 事業の計画地域がなぜ「阿波」なのか。それも周囲数百mのところに民家がある場所なのか。当地を事業計画地に選定した理由が知りたい。	
理由 (必須) 目と鼻の先で産業廃棄物の埋立が行われ、大型車の往来や重機の騒音、水質や土壌・地盤の変化等、新たな環境変化が起こる中で、従来のように平穏・無事に暮らせる保障はない。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (すべての区分)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対。計画の撤回を求める。	
事業に関わる全ての皆さんにお聞きしたい。もし皆さんの住んでいるところで、数百mしか離れていない目と鼻の先で、同じような産業廃棄物処分場が設置されるとしたら、受け入れることはできるか。企業人ではなく、一個人として回答願いたい。当該回答の理由もお願いしたい。	
理由 (必須)	
企業としては社会的意義を主張しているが、一個人として日々生活していく中で、居住地の近隣に産業廃棄物処分場が設置された場合、果たして同様の意義が主張できるか。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波

171

事業計画意見書

令和 6年 6月 9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対。計画の撤回を求める。 廃棄物埋立のため土地を掘り起こし、覆土、堰堤をすればいい、現状の地盤の構造は変わってしまう。豪雨や地震により各地で土砂災害 (土砂崩れ) が多発している中で、当地でも地盤の変化により土砂災害が発生する確率が高くなることも想定されるが、万一の時の補償も含め、見解をお聞きたい。	
理由 (必須) 地盤の変化が影響して土砂災害が発生した場合、田畑の被害はもちろん、住居への被害はないとも限らない。そうなれば、日々の生活 (拠点) が失われる。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (すべての区分)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対。計画の撤回を求める。 5 月 18 日の阿波地域の説明会で、参加住民が種々質問し、産業廃棄物処分場の設置に反対意見も述べる中で、事業者側の説明者 (大城氏) が「地域住民が反対しているのは分かっている」旨の発言をしたが、地域住民が反対しているにもかかわらず事業計画を強引に進めていくのは何故か。地域住民は、既存の生活環境が大きく変わることに心配や不安を抱いているので、地域住民全員の心配・不安を払拭させる明確な説明が必要であり、払拭できない場合は計画を中止すべきである。	
理由 (必須) 法律や条例に基づき手続きを進めていると思われるが、県への事前相談の際、地域住民への説明があってもよいのではないかと。事業計画書公告後の住民説明会では住民の意見等が反映されにくく、反対があっても強引に合意形成が図られる恐れがある。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 173

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 4 条及び条例規則第 2 1 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (法令遵守、交通事故等の防止)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対。計画の撤回を求める。 計画地付近の国道 1 6 3 号は比較的直線の区間であるが、直線であるが故に交通事故が起きやすい (実際に事故が起こっている) 区間でもある。運搬車両の市道出走紙漉線の通行に際して、過積載を避け法定速度を遵守すること、地元車両の通行を優先、低速走行、安全運転の指導を徹底することが説明会資料に記載されている。市道の通行だけでなく国道等の通行に際しても同様の指導を徹底し交通事故の防止等に努めるのは当然のことと考えるが、違反があるかないかは誰がどのように確認するのか。また、違反があった場合、どのような措置をとるのか。	
理由 (必須) 大型車両等の通行車両が増えることで交通事故のリスクも高まることが想定され、事故未然防止のため法令や社内規定の遵守 (徹底) はもちろんであるが、その監視が必要である。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 処理場への搬入廃棄物を社員4人の目視等による検査で付着物等の有無を確認することとされているが、検査業務にあたる社員には定期的な社員研修・教育が徹底し、正確かつ適正な検査が行われるような組織体制が整えられるかどうか疑問がある。 検査に不正があった場合は、地域住民にその内容を迅速かつ正確に報告し、早急に対応策を講じることができるのかどうか疑問がある。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 年1回・毎月1回される水質検査結果データを関係地域に報告・公開の確約がとれていない。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波

176

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (事業実施の透明性)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
処分場建設に反対する。 地域住民が安全・安心できるよう処分場が諸規定及び事業計画のとおり運営されていることが確認できるように地域住民代表者等による現地検査を定期的の実施するとともに、地域住民に事業の進捗状況を公開し、事業運営の透明性に努める確約がなされていない。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (事業後保障)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 事業者の倒産等により埋め立て処理が完了途中で放置されることのないよう、同種事業者或いは保証会社と保障協定等なるものを締結し、計画どおり事業が完了できる体制づくりが説明会ではなかった。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波

178

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (事業研修)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 企業組織内における不正、虚偽行為が行われないよう、企業役員、幹部、社員に対し徹底したコンプライアンス研修 (社内・社外研修) を毎年開催し適正な事業運営を推進し、地域住民から信頼される組織・社員育成の観点からの説明がわからない。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (廃棄物運搬)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 処分場への進入路は幅員の狭い道路であり、農繁期には農業機械の往来が頻繁となることから、搬入車両により農作業に影響を与えないような対応策が不十分である。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (処分場完了後について)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 埋め立て処分完了後、その場所及び周辺において堰堤・山林斜面の崩落や水質汚染など生活・自然環境への影響が生じた場合、誠意を持って対応するかどうか非常に疑問である。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 181

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (地域活性化について)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 企業に課せられている地域貢献事業として、当該事業の運営管理に関する業務について、可能な限り地元企業等 (事業所) を優先的に利用するとともに、地域が開催する行事活動等に対しても支援・協力し、地域住民との積極的な交流活動を行い阿波地域の活性化に協力する、という確約が説明会では感じられなかった。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (搬入について)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 搬入ルート及び処理施設内において事故等発生した場合、行政等関係機関及び地元に対しても迅速に事故内容等について連絡を行い、その原因及び今後の防止対策について報告するのかどうか説明会ではわからなかった。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 183

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (同種の処分場について)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 当地区に設置しようとしている同種の稼働施設での現況や作業状況等を目で見える形で提示し説明会を再度設けること。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (苦情対応・補償について)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場建設に反対する。 処理場の運営に伴い近隣の土地評価の減少や観光入込客数の減少などに伴い地域住民の生活に影響を与えるような事態が生じた場合は、その改善に努め補償等についても検討したり、地元住民からの苦情などについても真摯に受け止め早急な対応策が図られるよう努めるという覚悟が説明会では感じられなかった。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 185

事業計画意見書

令和 6年 6月 3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動 悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

○説明会時に質問させて頂きましたが、覆土は全て事業敷地内のものが使用できず、外部からの搬入もあるとのこと。その場合、資料P3にある搬入台数等：1日あたり平均20台 (最大30台) は、土砂搬入台数分増えるのではないのでしょうか。

また、搬入車両は4t車～10t車とありますが、国道163号から市道出走神漣線への交差点が段差などでの旋回は可能なのでしょうか。市道西側の山林も通行に支障があるように思います。

大型車の市道通行時には支障が無いよう、稼働時間中は、国道から市道への進入口、市道から事業敷地への進入口には、警備員の配置が必要ではないのでしょうか。

○説明会資料P13以降の「3. 生活環境影響調査結果について」は現状の測定、予測条件にて判定をされています。予測条件が変われば結果は変わって来ます。事業開始後、粉じん、水質汚濁、騒音、振動について、特定の日時 (例えば、3ヶ月毎の○日○時) にモニタリングして住民に対して、結果を開示して頂けないのでしょうか。

理由（必須）

○トラックの走行には、確実な安全対策が必要と考えます。

○生活環境影響調査結果は、机上の計算での評価ですので、事業開示後、モニタリングして頂き、問題の無いこと証明して頂きたい。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明 ）

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・ <u>振動</u> ・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) ・ 安定型処分場とはいえ 石綿含有産業廃棄物の搬入が懸念される。 廃土の際の石綿の飛散による周辺の影響はないのか？ ・ 搬入車両通行による地盤への影響による土砂災害の誘因 とならないか？ 又周辺の農地や集落への影響は？ ・ 放流水が農地であり、処理水のトータルがあった場合の 止水等対応が懸念される ・ 上記の懸念事項の明確な対応がない限り計画に 反対	
理由 (必須) 本町下流域住民であり、適正な管理が行われていない場合の 生活への影響が十分に心配されるため。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

関係住民等外

阿波

187

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
絶対反対!!	
理由 (必須)	
伊賀地域の環境やネーミングが破壊される!!	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

関係住民等外

阿波 188

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 11 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
伊賀の里山をこれ以上悪化させることは許されない。	
理由 (必須)	
廃棄物によって土壌が汚染し、地下水や雨水に影響して下流域全域に悪い状況がもたらされる	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

関係住民等外

阿波 189

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
絶対反対!!	
理由 (必須)	
確実に環境の悪化 先日もテレビで云っていた、PFAS汚染 汚染源になる可能性(大)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

関係住民等外

阿波

190

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
設置には反対です。	
理由 (必須)	
大田田から流れる服部川、下流へ流れて伊賀の豊かさは自然に影響があるのではとの思いです。自然を大切にしたいと思います。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

関係住民等外

阿波

191

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) ○地域の生活環境に及ぼす影響は、必ずしもないと公言できますか？ ○子供や高齢者が多いので、交通量が増えると、事故が起きるかもしれない。警備体制やルートは、住民に迷惑にならないように考えていますか？ ○自然が豊かな地区なので、水が汚れ、田んぼや火田ができなくなり、食生活をあきらめやすくなるように感じます。 今、野菜や水など、高値とっている中で、住民は、生きる為の努力をしているところに、生活環境が壊れるような事業があるのは、反対します。 条件をこちらの意見を聞いてほしいです。	
理由 (必須) 将来の阿波地区が住民の生活がなくなるのを見えるような気がしてこの事業に対して反対を強く願います。 子供や孫達が住める環境を残してあげたいからです。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波

192

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> <u>景観</u> ・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) なぜ、阿波地区に最終処分場となったのでしょうか？ もっと、集落のない山間もありそうですね。どこを探しても、人に影響ない 住民に理解を得るには、説明十分ではないです。場所を考えるべきです。 しかも、自然があってその恵みがあるのに、それを壊す原因を作るのは 反対です。虫や魚など、住めるのも、きれいな環境があるからです。 毎日、虫虫が見えて、とてもお互いにならないいい環境で生活できている から、いるんだ"と思います。	
理由 (必須) 阿波で生活をつくりたいから。 私ら住民が困るだけじゃなくて、どこでも同じ断ると思いますが、お互い 一致した意見交換もなく、話が通じぬのは違うから。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	①大気・水質・騒音・振動・②悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 安定型産業廃棄物最終処分場と名所にはありますが、表向きには、変な物質がないみたいには聞えます。しかし、実際に、稼運用が始った途端に、悪臭がするとか、洗たく物を干していた服類にアレギー質の物質が付着し、体への影響は、ないのかと、疑問です。 本当に、体や大気汚染せんまありませんか？ ほかに、その影響は 負担になるような汚せんがあるなら、もう一度見直す必要で反対です。	
理由 (必須) 10年、20年後も、今のままでキレイな場所でありたいから、将来の生活がなくなるのは、困るからです。 子供や孫に、暮らす場所をなくなったら、保障してもらえますか？	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ⑨ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

今の時期、蛍がよく見られる所で、年々、数が減っているけども、毎年、必ず、川のあたりで、夜は、動いているのを見られます。

もし、水が、土壌の汚染や、川への水質汚染が確認された時に、蛍の住み家がなくなることが予測でござい、かえるなど他の水辺の生物は、減少する恐れも考えられます。

人間だけが、生活することも必要なことであり、動物は、関係ないのでしょうか？ どちらも生活していくこと、共存していくことではないですか？

理由 (必須)

動物が住めなくなるのは、人間にとっても同じだと考えられます。
水質が汚れたら、みんなが困るのはないかと疑問にから、
こい返して、反対を強く思います。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌・地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
『林地開発許可制度は、無秩序な開発によって大切な森林の働きが損なわれることのないよう森林法で定められております。「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の四つの機能を阻害しないことが森林開発行為の大前提となります。(三重県知事)』 このような看板が設置されていることはご存じですか。 昨今、想定外の災害等が起こっています。ですので産業廃棄物の処理施設設置に反対します。	
理由 (必須)	
四つの機能を阻害しかねない！	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (土砂災害)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
・産業廃棄物処理施設の設置に反対します。 立木等なくなった埋立地では、今までの地の保水力が無くなり、流れ出す水量も違って来るのは明らかです。 最終的には既存の水路に放流のようですが、水路と言っても自然に近いものです。そんな水路に放流して大丈夫でしょうか。	
理由 (必須)	
想定外の災害、土砂災害などが心配。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (責任の所在)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
・産業廃棄物処理施設の設置に反対します。 5 年間の埋立、その後 2 年を経て打ち切りようですが、埋立ごみは永久に残るもの、その後、化学変化等で有害な物質の流れ出し、または崩落などが起きたとして、誰が責任を取るのか伺いたい。	
理由 (必須)	
何年かすると会社が無い。また土地の転売によって責任を逃れてしまうなどの可能性がある為。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (埋立地の有効活用について)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
・産業廃棄物処理施設の設置に反対します。 埋立後は話合いにより有効活用と言っているが、有効活用を先に示してほしい。先の見えないただの埋立では不安しか生まれてこない。	
理由 (必須)	
先の事まで考えないと住民は納得しない。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 1 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 4 条及び条例規則第 2 1 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
・産業廃棄物処理施設の設置に反対します。 説明書では 4 名で持ち込まれたごみの検査にあたるがあるが、わずか 4 名に下阿波の将来を任せられるとは到底思えない。	
理由 (必須)	
水質に有害物質が含まれないとは言い切れないのでは。 ミスがあつてからでは遅い！	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)